

放置すると たいへん!! 延滞金を計算してみました



たとえば町税 **50,500円** を延滞した場合の延滞金の計算は下の表のとおりとなります。

延滞期間	延滞金の計算方法	延滞金の額
30日	1,000円未満の端数は切り捨てますので、基礎となる税額は50,000円となります。 うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とします。 $\frac{50,000円 \times 30日 \times 2.9\%}{365日} = 119円$	1,000円未満の場合は延滞金はかかりません。 0円
1年 (365日)	$\frac{50,000円 \times (365日 - 30日) \times 9.2\%}{365日} = 4,221円$ 4,221円 + 119円 = 4,340円	100円未満の端数は切り捨てます。 4,300円
3年 (1,095日)	$\frac{50,000円 \times (1,095日 - 30日) \times 9.2\%}{365日} = 13,421円$ 13,421円 + 119円 = 13,540円	100円未満の端数は切り捨てます。 13,500円

※利率は平成26年1月1日から改められる予定の利率で計算しています。

3. 期限内納付は自分や家族を守る！

延滞金、お仕事を先や金融機関等への調査、そして財産の差押え…このように、滞納することは経済的な不利益を負うだけでなく、社会的な信用さえ失うことになりかねません。定められた納期までに必ず納めていただくことが、町や地域のみならず自分自身や家族を守ることに繋がります。

4. 放置せず、必ず納税相談を

病気や失業など、やむを得ない理由で一時的に納期限内に納めることが困難な方については、生活状況などの聞き取りを行った上で、分割納入や徴収の猶予など、その方に合ったスタイルの納付計画を立てることができますので、必ず納期限内に町民課までご連絡ください。



よくある納税Q&A

Q1 差押えは事前連絡があるの？

A 法律では、納期限が過ぎた後、督促状を発送して10日までに完納されない場合は、財産の差押えをしなければならないことになっています。この場合、本人に対して事前の連絡や同意は必要ありません。しかし、できる限り差押えなどになってしまわないよう、督促状などで早期の納付をお願いしています。それでも納付されない場合は、税の公平性を保つために財産の差押えを行う必要がでてきます。

Q2 滞納していることを勤務先に言わないで！

A 税金を滞納すると法律に基づき、すべての調査権限が発生します。この権限によって調査を受ける勤務先の事業所、金融機関などは、調査に協力しなければなりません。これらの財産調査は、個人情報保護法には抵触しません。職場に知られることはもちろん、職場の給与担当者に大きな迷惑をかけることとなります。そのようなことにならないように、納期限内に必ず納めるようにしましょう。

次号（1月号）では、より身近で納めやすいコンビニ納付など、町が進める納付環境づくりについてお知らせします!!